

施策の進み具合の発表

第16条 市長は、毎年、男女共同参画に関する施策の進み具合を発表します。

市が行う施策に対する意見の申出

第17条 市民や事業者は、市長に対して、市が行う男女共同参画に関する施策について、意見を申し出ることができます。

2 市長は、市民や事業者から意見の申出があったときは、春日井市男女共同参画審議会に報告し、解決するように努めます。

男女共同参画をはばむ行為に関する相談

第18条 市は、市民や事業者から男女共同参画をはばむ行為（※9）に関する相談があったときは、関係する人たちと協力し、相談者の力になるようにします。

※9「男女共同参画をはばむ行為」とは、第7条で定めた、性別による差別的な扱いをすること、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスをいいます。

男女共同参画審議会

第19条 男女共同参画に関する基本計画の策定や変更をしたり、重要なことを決めたりするときは、専門的に調査し、話し合う春日井市男女共同参画審議会（このあと、「審議会」といいます。）を設けます。

2 審議会は、男女共同参画に関する施策の進み具合や第17条で定めた市民や事業者からの市の施策に対する意見の申出について、専門的に調査し、話し合っ、市長にアドバイスをすることができます。

3 審議会の委員は、15人以内とします。

4 委員は、次の人たちから市長が依頼します。

(1) 男女共同参画について専門的な知識のある人

(2) 市民

(3) その他市長がふさわしいと認める人

5 委員の数は、男女が半分ずつに近づくようにしなければなりません。

6 委員の任期は、2年とします。再び委員になることもできます。

7 途中から委員になった人は、前の委員が残した期間だけ、委員になります。

8 委員は、審議会の中で知った秘密を人に話してはいけません。また、委員をやめても人に話してはいけません。

9 その他、審議会の会議の進め方について必要なことは、別に定めます。

この条例で定めた以外のこと

第20条 この条例に定めた以外のことで、必要なことは別に定めます。

この条例は、平成15年4月1日から始まりました。



このパンフレットは、春日井市男女共同参画推進条例の内容を、やさしい言葉で、分かりやすく表現したものです。

春日井市青少年女性課

〒486-8686

春日井市鳥居松町5-44

TEL 0568-85-6154

H P <http://www.city.kasugai.aichi.jp/>

E-mail sesyojo@city.kasugai.aichi.jp



ISO14001認証取得

古紙配合率100%再生紙を使用しています